

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合おかやまコープ コープ児島
倉敷市児島下の町二丁目一五七七ー一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
生活協同組合おかやまコープ
理事長 吉永 紀明
岡山市奉還町一丁目七番七号
- 3 変更事項
(変更前)
 - (1) 開店時刻 午前十時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時(変更後)
 - (1) 開店時刻 午前七時（株式会社ベイクショップグループに限る。）
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌午前二時三十分
- 4 変更年月日
平成十四年十二月十日

二 届出年月日

平成十四年十一月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十四年十二月三日から平成十五年四月三日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課